

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 27 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和2年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
公用携帯電話等の契約・管理について	29	21	3	5

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年9月3日、14日及び15日に知事等関係機関から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
税務課	<p>県税事務所においては、多数の携帯電話を保有して、徴収時や差し押さえ時の連絡に使用している事務所と、電話の必要がないように事前の内部調整等を行っているとして携帯電話を全く、または少数しか保有していない事務所が見受けられた。</p> <p>いずれかが不適切ということではないが、より効率的、効果的な業務の実施に向けて、主管課の税務課を中心に、双方の業務実施手法について各事務所の経験を踏まえるなどして、今後の対応を検討されたい。</p>	<p>税務課から各県税事務所及び自動車税事務所へ公用携帯電話の見直しを依頼し、各事務所の利用状況等に応じ保有台数の見直し又は公用電話番号サービスの加入を行った。</p> <p>今後も効率的に業務が実施できるよう、必要に応じて公用携帯電話等の運用について見直しを行う。</p>
揖斐土木事務所	<p>使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができ可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。</p>	<p>当所で支出している公用携帯電話の使用状況を確認するとともに、契約先のキャリアと相談し、契約プランを定額型データプランからステップアップ型プランへ変更した。</p> <p>今後は使用状況に対し、最適な料金プランとなっているかを定期的に確認することとする。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
学校安全課	<p>使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。</p>	<p>検討事項の対象となった公用携帯電話端末については、令和2年12月の機種変更に合わせて安価な料金プランへと見直しを行った。</p> <p>他の公用携帯電話端末についても、契約先のキャリアと相談のうえ、あまり使用実績のないものは、令和3年5月から最適な料金プランへ契約を変更した。</p>